

メンタルヘルス問題のある親による子ども養育世帯支援における
相談援助職の連携と認識(1)

— 児童相談所の調査を通して —

○県立広島大学 田中聡子 (006587)

松宮透高 (県立広島大学・002749)

キーワード：メンタルヘルス 児童相談所 子ども虐待支援

1. 研究目的

本研究の目的は、子ども虐待問題の発生リスクの1つとされる親のメンタルヘルス問題に対して児童相談所の支援の課題について検討することである。子ども虐待発生リスクは、家族関係の変動やDV、貧困や社会的孤立、養育者の疾病や障害、子どもの「育てにくさ」等が重なり合い、複合的な不利が形成され虐待問題として表面化することが指摘されている(松本, 2013: 26-35)。従って、複合的な要因に対して児童相談所は要保護児童地域対策協議会(以下「要対協」と言う)や関係機関と連携することが求められる。しかしながら、要対協と児童相談所の連携は必ずしも上手く行っていない状況がある(田中, 2017)。特に養育者支援として、親のメンタルヘルス問題への対応は十分でない点が明示されている(松宮 2016)。こうした状況に対して「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年)第4条第5項に基づいた「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第13次報告では、地方自治体に対して養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援として保健・医療・福祉分野など多職種によるチーム支援や児童相談所と市町村との連携強化が提言されている。そこで、子ども虐待予防の重要な課題のひとつである親のメンタルヘルス問題に対して児童相談所と市町村や関係機関との連携を軸に考察する。

本調査研究は、科学技術振興機構(JST)／社会技術研究開発センター(RISTEX)「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域研究開発プロジェクト「養育者支援によって子どもの虐待を低減させるシステムの構築」の一環に位置する。

2. 研究の視点および方法

児童相談所との連携や養育者支援における関係機関との連携に課題があることを踏まえ、児童相談所における養育者支援機能、特にメンタルヘルス問題への対応に対して市町村をはじめとする関係機関との連携を軸に質問項目を設定した。全国209ヶ所の児童相談所に郵送による悉皆調査を実施したデータを用いる。調査期間は2017年12月1日～2018年1月15日、回収数75(回収率37.8%)である。

3. 倫理的配慮

本研究は、「個人情報保護に関する法律」、社団法人日本社会福祉学会が定めている研究倫理指針を遵守している。調査実施に関しては県立広島大学研究倫理審査委員会の研究倫理審査の承認(第17MH023号)を得て実施した。

4. 研究結果

回答者の資格保有率は、精神保健福祉士 14.7%、社会福祉士 48.0%、保健師 5.3%、臨床心理士 17.3%、認定心理士 1.3%である。機関として相談支援の専門職配置があるのは全体の 66.7%になっている。メンタルヘルス問題のある親と子どもに対する対応において、アセスメントの段階では「親の精神的な状況把握をしている」「生活状況を把握している」「虐待の状況を把握している」「親や子どもとの面接の実施」は肯定が 96%以上になる。施設入所児童の退所前支援としては「再統合のための合同面接を実施している」肯定 79.7%、「市区町村担当課と協議している」肯定 95.9%、「子どもに対して親の状況を説明している」肯定 78.1%、「精神科医療機関との協議をしている」肯定 74.3%になる。メンタルヘルス問題のある親への支援展開において、「精神科医療機関に情報提供を求めるようにしている」肯定 86.7%、「市区町村との連携する機会を持つようにしている」肯定 97.3%、「教育機関と連携するようにしている」肯定 98.7%になる。研修の受講については、「子ども虐待の研修受講」は 65.3%、「メンタルヘルス関係の研修受講」は 37.3%、「貧困問題の研修受講」は 21.6%である。研修を受講したいというニーズは高く、子ども虐待、メンタルヘルス問題、貧困問題のいずれも 88.0%以上になる。「メンタルヘルス問題に児童相談所として支援機能を発揮している」は肯定 23.0%、「市町村の要対協との連携ができていない」肯定 81.1%、「市町村要対協が機能を発揮している」肯定 64.4%である。

5. 考察

メンタルヘルス問題の親に対する支援上の課題は第一に精神科領域との連携の強化であると考えられる。精神科領域とは、児童相談所の方から必要時に情報を求めていくのは 78.1%であるが、精神科から児童相談所に紹介があるのは 28.0%になっている。第二に、入り口支援としてアセスメントは丁寧に実施されている。このことは児童虐待の法整備やマニュアル化が進んだ成果と見られる。また、出口支援として措置後に退所し、市町村で生活を始めようとする時、市町村や児童福祉、教育分野とは連携ができ、アウトリーチなどもできているにも関わらず認識の部分では親にメンタルヘルス問題のあるケースに十分に対応できていないと考えている。つまり、入り口と出口で連携ができて、養育者である親に具体的にどう関わり、対応していくのかという専門職の力量を高めることが必要と考える。このことは、スーパービジョンの機会が十分でない 46.7%、メンタルヘルス問題、貧困問題等の子ども虐待の発生リスクに関する研修機会の少なさからも推察される。支援の展開において実践力を高めていく研修機会や事例検討、経験の蓄積等が今後の課題であると考えられる。

引用・参考文献 松本伊知郎編 2013『子ども虐待と家族』明石書店

松宮透高 2016「子ども虐待防止に活かすべき精神保健福祉士の機能とその課題—メンタルヘルス問題のある親への生活・子育て支援を考える」『精神保健福祉』47(2).96-99

田中聡子ら 2017「全国悉皆調査に見る要保護児童地域対策協議会の運用課題」日本社会福祉学会第 65 回秋季大会報告資料